5　この協定の規定に従い、インド共和国政府は、二千九年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定の規定に従い、機関の保障措置の適用のために施設を提供する。保障措置の手段には、保障措置の対象となる核物質の民生用の使用からの取出しを適時に探知するため、同年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定に定める核物質の計量、施設の設計に係る審査及び検認、施設の建設の進展に関する報告、適当な封じ込め及び監視に係るシステム、工程の監視並びに機関と合意される他の措置を含む。

6　インド共和国政府は、施設における機関の保障措置の実施のため、次に掲げる最低限の要件が満たされることを確保する。

(a)　施設の設計

(i)　設計情報の早期の提供

インド共和国政府は、二千九年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定40の規定の定めるところにより、施設の設計情報をできる限り早期に提供することにより機関に協力する。

(ii)　設計に係る効果的な審査及び検認

インド共和国政府及び施設の操業者は、適当な場合には、施設の設計に係る審査及び検認のための活動を認めるに当たり、機関に協力する。

(iii)　保障措置の適用を円滑にする設計上の特徴の組入れ

施設の設計上及び運用上の特徴については、機関が要請する場合には、保障措置の効果的な適用を妨げる設計上の特徴を排除しつつ、保障措置が効果的かつ効率的に実施されることができるようにする。例えば、計量槽の校正システムの設置、溶液の混合及び採取に係る効果的な方法並びに認証上必要となる独立した機器の設置が含まれるが、これらに限られない。

(b)　保障措置のシステムの設計及び設備の設置

(i)　機関との協力

インド共和国政府及び施設の操業者は、施設における機関の機器（データ収集装置、認証装置及び開封表示装置を含む。）の設置及び運転を受け入れる。

(ii)　正確なかつ適時の情報提供が可能な計量管理制度

インド共和国政府及び施設の操業者は、機関に対して正確なかつ適時の申告を行うことができるようにするため、二千九年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定の規定に従い、機関の基準に適合する包括的かつ正確な核物質の計量管理制度を施設において維持する。在庫記録及び報告の制度は、物質収支区域ごとに維持される。測定を管理するための効果的な装置が利用されるものとする。

(iii)　工程内物質の測定

インド共和国政府及び施設の操業者は、施設の運転中の工程内核物質の在庫の主要なものの全てを対象とするために機関が必要と認める測定能力を施設において備えることができるよう機関に協力する。

(iv)　工程の監視データ

インド共和国政府及び施設の操業者は、機関が求める場合には、二千九年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定の規定に従い、機関に対し、認証された工程の管理データ等の保障措置に関係する操業者のデータへのアクセスを認める。

(v)　現地における分析所

施設の設計には、機関が要請する場合には、工程における試料の分析（施設における機関の保障措置手法によって要求される破壊分析を含む。）を行うための現地における分析所を含む。機関は、当該分析所を設置し、運営することを許される。

(vi)　封じ込め及び監視に係るシステム

施設の設計については、機関の慣行及び手続に従い、保障措置の効果的な実施のために要求される封じ込め及び監視に係るシステムの利用について考慮するものとし、機関は、施設において当該システムを維持することを許される。

(c)　保障措置の実施

(i)　計量記録の検認

機関は、核物質の計量に関する記録及び報告の定期的な検認を行うことを許される。

(ii)　遠隔データの伝送

機関は、保障措置の実施のために効果的であると認める場合には、二千九年五月十五日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の規定に従い、より頻繁なデータ分析が可能となるように認証されたデータの遠隔伝送を行うことができる。

(iii)　データ認証

両締約国政府は、保障措置に関係する適時のかつ正確なデータのための信頼することができる機器及び保障措置の実施のためのデータ認証の重要性を認識する。インド共和国政府及び施設の操業者は、保障措置のために収集されたデータ及び試料について適切な認証の方法を適用するため機関に協力する。

(iv)　アクセス及び透明性

インド共和国政府及び施設の操業者は、機関が、保障措置の実施のために必要とされる範囲で、かつ、施設についての完全な理解の維持のため、保障措置設備の設置及び保守を行い、並びに操業者の全ての工程における活動（試料の採取を含む。）の査察を行うよう、機関に対して十分なアクセスを認める。

(v)　毎年の洗浄後の在庫

機関による正確な実在庫の検認のために核物質を実行可能な限度において用いることができるように毎年工程から取り除く。

(vi)　異常な状況の解決

インド共和国政府及び施設の操業者は、異常な状況（物質の計量に係る異常な状況を含む。）の場合には、これを適時に解決するために機関と協力する。

7　この附属書に定める条件に従って行われる再処理によって分離され得るいかなる特殊核分裂性物質も、インド共和国に所在する機関の保障措置の下にある国内施設において貯蔵され、及び使用される。

外務大臣　岸田　文雄
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　鶴保　庸介
経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三